記者発表資料

平成２５年１２月１３日
国土交通省東北地方整備局
山形県内５事務所

『河川協力団体の募集に向けて』事前説明会を開催します

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。今般、河川協力団体の募集に向け、東北地方整備局の山形県内事務所及び管理所では、NPO等の団体を対象に河川協力団体制度及び募集に関する説明会を開催します。

河川協力団体として河川の維持、河川環境の保全等の活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となります。なお、河川協力団体に指定されると河川法上の許可等の簡素化及び河川管理者が必要と認める場合、河川管理等の委託を受けることが可能となります。今後、河川協力団体に河川管理のパートナーとして活動していただくことで、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実が図られるものと期待されます。

※平成25年6月の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、河川協力団体制度が創設。

１．会　　場　：　国土交通省　山形河川国道事務所　２階大会議室
　　〒990-9580　山形市成沢西四丁目３－５５
２．日　　時　：　平成２５年１２月２５日（水）　１４時～
３．説明内容　：　河川法改正による河川協力団体の指定について
４．概　　要　：　別添資料をご参照ください
５．そ の 他　：　事前説明会に出席ご希望の方は、１２月２０日（金）までに山形河川国道事務所河川管理課（直通：023-688-8942）へ団体名及び出席人数を御連絡ください。なお、当日の資料は、説明会終了後に、各事務所のホームページから入手が可能です。

《発表記者会：山形県政記者クラブ、米沢記者倶楽部、新庄新聞放送記者会、
酒田記者クラブ、鶴岡記者会》

問い合わせ先

国土交通省

国　土　交　通　省　東　北　地　方　整　備　局

〔最　上　川　上　流〕　山形河川国道事務所　023－688－8942
（米沢市～村山市）　河川管理課長　田村（たむら）　公仁（きみひと）（内線331）

〔最　上　川　中　流〕　新庄河川事務所　0233－22－0251
（大石田町～戸沢村）　管理課長　石川（いしかわ）　淳一（じゅんいち）（内線331）

〔最上川下流・赤川〕　酒田河川国道事務所　0234－27－3497
（庄内町・酒田市・鶴岡市・三川町）　河川管理課長　細川（ほそかわ）　和彦（かずひこ）（内線331）

〔寒河江ﾀﾞﾑ・白川ﾀﾞﾑ・長井ﾀﾞﾑ〕　最上川ダム統合管理事務所　0237－75－2311
管理課長　高橋（たかはし）　秀（しげる）（内線331）

〔月　山　ダ　ム〕　月山ダム管理所　0235－54－6711
管理係長　矢ノ目（やのめ）　健一（けんいち）（内線332）

会場案内図

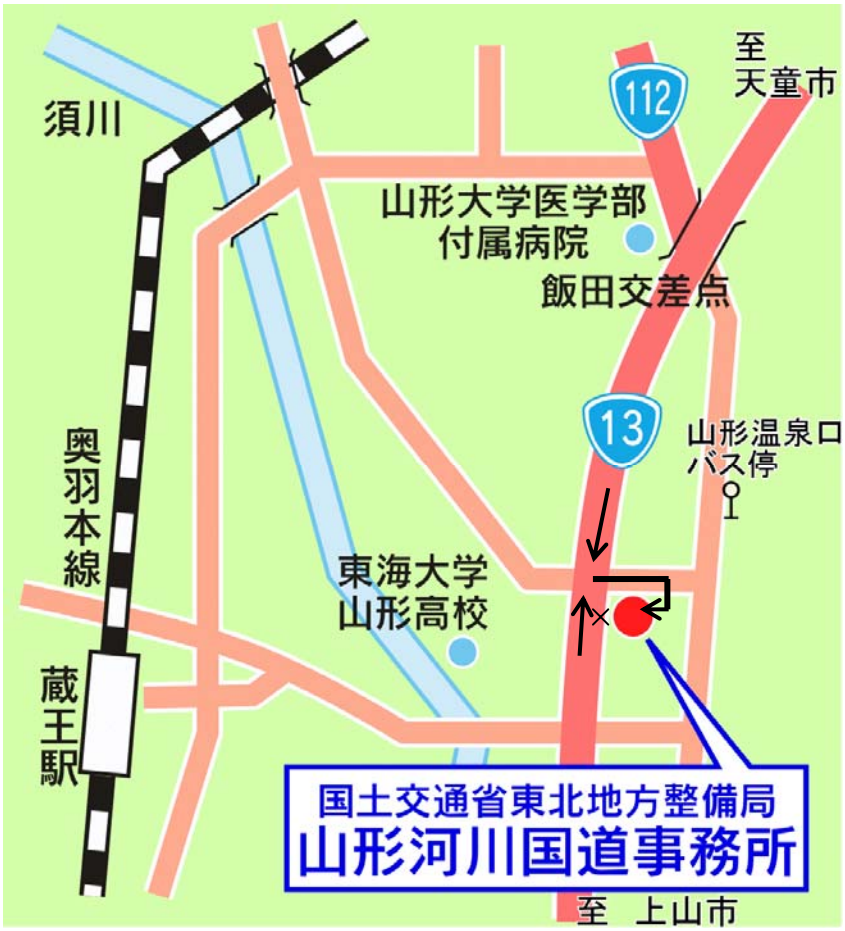



山形河川国道事務所外観

〒990-9580
山形市成沢西四丁目3－55
TEL　023-688-8421（代表）

■交通アクセス
- 鉄道　：　山形駅から車で約15分、蔵王駅から徒歩で約30分
- バス　：　山形駅から山交バス「蔵王温泉行き」または「高松葉山行き」バスで「山形温泉口」バス停下車徒歩約5分
- 車　　：　山形自動車道　山形蔵王ICから約15分
　　東北中央自動車道　山形上山ICから約10分

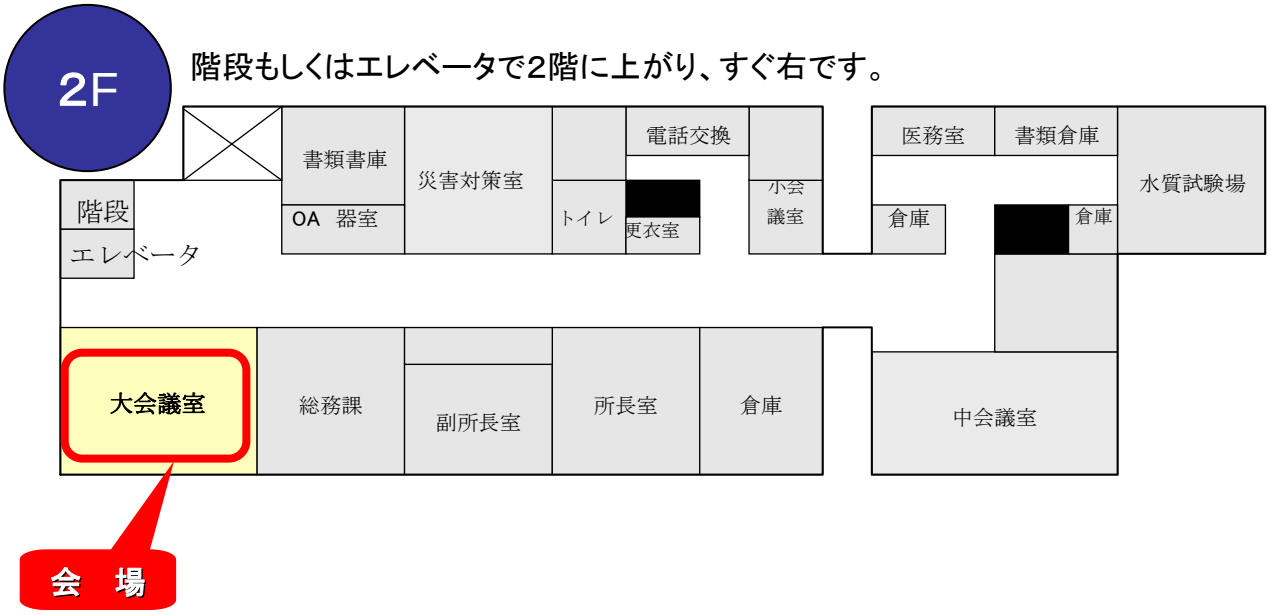

別添資料

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

◆　河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援※するものです。 ※許可の簡素化等

◆　河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
　申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

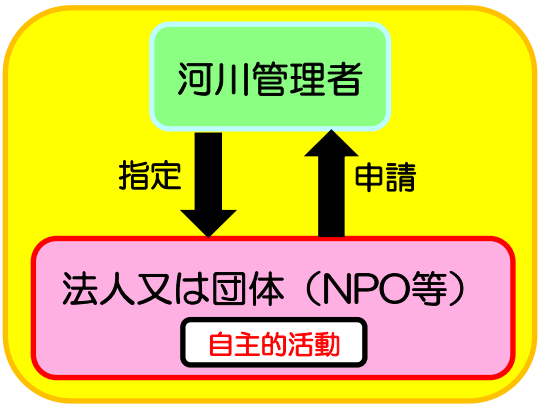

◆　河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持


河川敷清掃


ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供


船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究


外来種調査


鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発


マイ防災マップづくり


安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体制度のねらいは？

◆　今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

■申請に必要な資格は？

◆　申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の８※に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

①代表者が定まっていること。

②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。

③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。

④法人等の構成員（役員を含む。）が５名以上いること。

⑤申請時点において、法人等の設立後５年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。

⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。

⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑧直近１年間の税を滞納していないこと。

⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。

⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

※　河川法第５８条８第１項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

■河川協力団体に指定されると？

◆許可等が簡素化されます

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

※・工事等の実施の承認	⇒	河川法第20条
・土地の占用の許可	⇒	河川法第24条
・土石以外の河川産出物の採取の許可	⇒	河川法第25条後段
・工作物の新築等の許可	⇒	河川法第26条第１項
・土地の掘削等の許可	⇒	河川法第27条第1項
・権利の譲渡の承認	⇒	河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。）

例）　現状においては、河川法第24条、第26条の許可が必要になります



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

◆場合によっては委託を受けることが可能になります

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることが可能となります。

なお、委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】
地方公共団体にのみ委託可能

拡大

【法改正後】
国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」
例）堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」
例）河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良